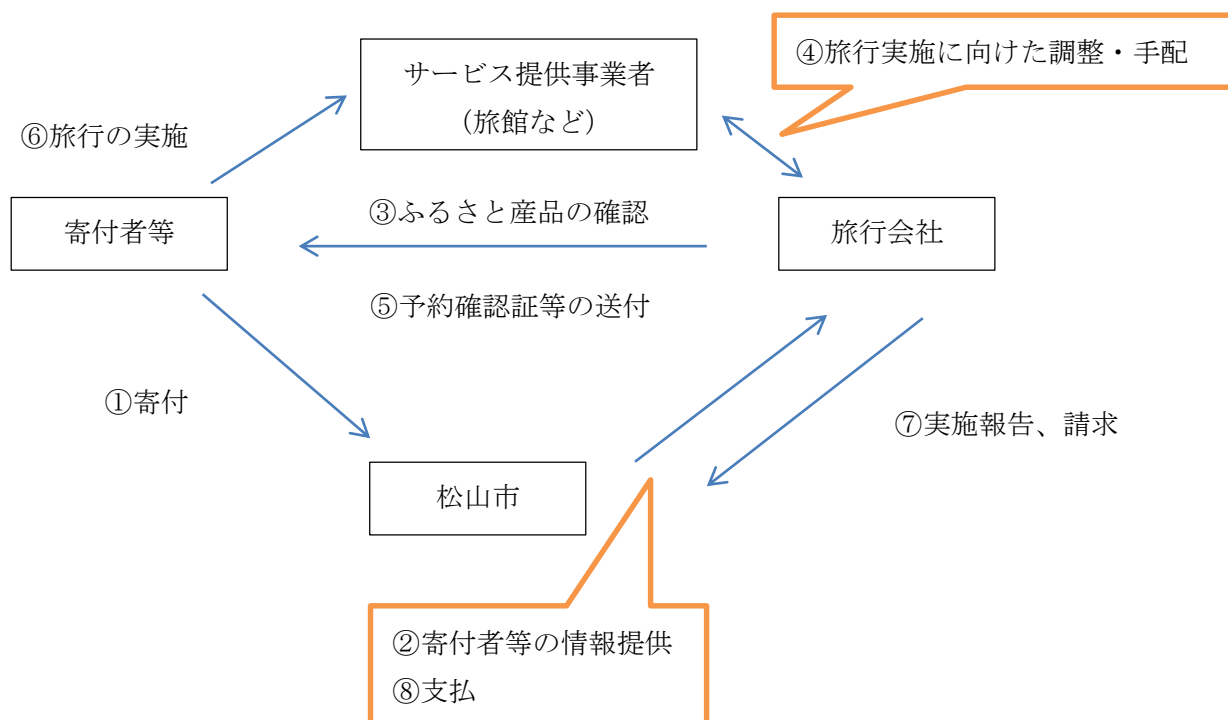


平成 31 年度ふるさとまつやま P R 協力企業募集要領（宿泊型「ふるさと産品」）

1. 目的

松山市ふるさと納税制度の推進と本市のイメージアップ、市内企業等の振興のため、寄付者等へ**宿泊型のふるさと産品**（以下ふるさと産品という）を発信することで、松山を P R し実際に松山の魅力を感じてもらうため、寄付者等へ進呈するふるさと産品の提供をしていただく、ふるさとまつやま P R 協力企業（以下協力企業という）を募集します。

2. 事業の流れ



3. 対象企業

この提案を応募できるのは、次に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。

- ①旅行業法第 3 条の規定による旅行業の登録を有すること。
- ②日本旅行業協会または全国旅行業協会の会員であること。
- ②松山市に本社、支社又は事業所を有する法人
- ③松山市税の未納がないこと。
- ④代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ⑤申込者と連絡を密に取れる体制を有し、松山市が指示した寄付者等（旅行者）に安定してふるさと産品を提供できる法人

4. 個人情報の保護

協力企業は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱業務特記事項」を遵守しなければなりません。

5. 提案を募集するふるさと産品

松山市内での宿泊を含む旅行プラン

項 目	(Aプラン)	(Bプラン)	(Cプラン)	(Dプラン)
(1) 概 要	松山の魅力を様々な観点から満喫していただける宿泊型の旅行プラン			
(2) 設定価格（税込）	30,000 円以上	90,000 円以上	150,000 円以上	300,000 円以上
(3) 松山市支払額（税込）	30,000 円	90,000 円	150,000 円	300,000 円

※松山市までの交通費は寄付者等（旅行者）負担とします。

※定員・宿泊数は、自由設定とします。

※松山市へ 5,000 円以上の寄付をした場合、以下の施設で利用できる観光施設優待クーポンを送付していますので、設定価格には、以下の料金を含まないものにしてください。

松山城ロープウェイ往復、松山城天守、松山城二之丸史跡庭園、子規記念博物館、坂の上の雲ミュージアム、道後温泉本館入浴（6 施設、2 名様無料チケット）、秋山兄弟生誕地（大人 100 円引き 2 名様有効）

※支払額の中に、チケットの手配や、申込者への連絡に係る事務手数料等が含まれます。

※プラン内容にかかる直接的な経費（宿泊費等）が著しく低い場合、内容の変更を求める場合があります。

6. 提案の方法

（１）提案にあたっての留意事項

- ①提案する宿泊施設は、松山市内に限ります。
- ②繁忙期は、旅行者の意向に添えない場合があることを、寄付者等に通知していただきます。
- ③採用した提案は、提案者と協議の上、内容を変更・修正する場合があります。
- ④提出された提案書は返却しません。

（２）提案期間

随時受付

（３）提案の提出方法

提案に必要な書類を、以下のいずれかの方法で提出してください。

①持参による方法

受付場所：松山市役所本庁 2 階納税課

受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分

②郵送による方法

〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2 松山市役所 理財部納税課 宛

(4) 提出書類

①ふるさとまつやまPR協力企業申込書（宿泊型「ふるさと産品」提案書）

②旅行業に関する許可書の写し

③役員等の名簿

(5) 提案書への記載内容

① プラン名称・項目	コンセプトを踏まえた旅行商品の名称・項目（A～Dプランを選択してください）
② コンセプト・概要	松山の魅力を様々な観点から満喫していただける旅行プランという観点を踏まえた本旅行のコンセプト・概要を記載する。
③ プラン内容・経費	行程表など具体的なプラン内容・それに係る経費を記載する。（事務に係る経費も含む）
④ 協力体制	プランの実施にあたって、交通機関、宿泊施設や観光施設との協力体制などについて記載する。
⑤ 会社概要	会社概要を記載する。※別添パンフレット等可
⑥ 業務実績	旅行業としての業務実績

7. 協力企業の決定方法等

- ・提案内容を確認し、不備等がなければ決定通知書を申込者に送付します。
- ・特別な事由がある場合は、松山市は協力企業の決定を取消しできるものとします。
- ・決定通知後、松山市と協定を締結していただきます。

8. その他留意事項

- ・協力企業は、あらかじめ申込をした提案の内容を変更・辞退する場合は、速やかに市へ報告するものとします。
- ・協力企業は、ふるさと産品に関して寄付者等から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市に報告するものとします。
- ・市は申込内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には協力企業の登録を中止します。
- ・採用した提案は、提案者と協議の上、内容を変更・修正する場合があります。
- ・パンフレットの作成及びホームページ掲載に当たり、写真データの提供や記事等の作

成について協力していただきます。

9. 問い合わせ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2

松山市 理財部納税課 電話番号：089-948-6850 F A X：089-934-1802

電子メール：nouzei@city.matsuyama.ehime.jp